

## 地区社会福祉協議会活動事業助成金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の継続的实施を図るため、地域住民の積極的な福祉活動を推進するとともに、地域住民自らが地域で支え合う体制を整え、福祉のまちづくりを推進することを目的とする事業(以下「事業」という。)を実施する地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、助成金の対象となる事業は、前条の目的を達成するために地区社協を設立(以下「新規立ち上げ」という。)し、若しくは設立した地区社協を組織として継続(以下「継続基礎」という。)させ、又は地区社協の活動を推進する別表に掲げるもの(以下「その他福祉活動事業」という。)をいう。

### (助成金の交付)

第3条 市社協は、地区社協の新規立ち上げ、基礎助成及び別表に掲げる事業について助成するものとする。

- (1) 新規立ち上げ助成金は 上限額 100,000円とする。
- (2) 継続基礎助成金は 上限額 30,000円とする。
- (3) その他福祉活動事業助成金の対象事業は、1事業 上限額10,000円とし、事業の種類、事業の内容、当該年度における実施可能事業数は別表のとおりとする。  
ただし、当該地区社協において前年度に社協一般会費納入実績がある場合は、「あったか笑顔のまちづくり推進事業助成金要綱」(平成19年4月1日施行)の事業のいずれかを選択することができる。

### (助成金の交付申請)

第4条 申請しようとする地区社協は、助成金交付申請書(別紙様式1)に必要な事項を記入し、事業計画書等(別紙様式2-1・2-2)を添えて、市社協に提出する。

### (助成金の交付決定)

第5条 市社協は、前項の規定により申請のあった場合は内容を審査し、承認したものについては決定通知書(別紙様式3)により通知する。

### (助成金交付の請求)

第6条 助成金交付決定を受けた地区社協は、助成金交付請求書(別紙様式4)を市社協に提出する。

### (事業の実施報告)

第7条 地区社協は、当該年度の活動実績報告書(別紙様式5・5-1・5-2・5-3・5-4)をまとめ、翌年度の5月末までに市社協に提出する。

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条第3条関係)

	事業の種類	事業の内容	当該事業年度における 実施可能事業数	
			平成 29 年度	平成 30 年度
1	広報発行奨励事業	広報の発行により，地区社協活動の情報を提供し，住民への意識啓発を行う。	事業の種類 の欄に掲 げる事業 の内，4事 業以内	事業の種類 の欄に掲 げる事業 の内，2事 業以内
2	ボランティア育成推進奨励事業	地域住民の地域福祉活動への理解と関心をさらに高めるために，ボランティア活動への参加意欲のある者を育成する。		
3	食事を中心とした交流事業	地域住民が食事を共にすることによって，住民相互の交流と連帯意識を促進させ，地域福祉の推進と活性化を図る		
4	近隣互助活動事業	地域の福祉ニーズを地区内で解決していくために，近隣の地域住民間でちょっとした助け合い活動を行い，地域福祉の推進と活性化を図る。		
5	見守り活動事業	民生委員・児童委員と地域住民が協力して地域内の見守りが必要な高齢者などに対する見守り・訪問活動を行う。		
6	地域の特色ある福祉活動事業	各地域内の福祉課題を把握し，他団体との連携，協力によって課題解決に向けた特色ある福祉活動を展開する。		

## 広報発行奨励事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域における広報活動を通して福祉活動に関する情報を提供し、当該地域住民への意識の啓発を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とし、関係機関・団体と連携して実施することとする。

### (交付対象)

第3条 この事業の交付対象は、各地区社協で独自に発行しているものとし、次の条件を満たすものとする。

- (1) 発行の回数は、当該年度中に少なくとも1回以上は発行するものとする。
- (2) 記事の内容は、地域福祉活動に関するものを記載しているものとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。

## ボランティア育成推進奨励事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域住民の地域福祉活動への理解と関心をさらに高めるため、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)が東広島市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)や関係機関・団体との連携活動のもとで、ボランティア活動への参加意欲のある者を養成し、もって地域ぐるみで福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は地区社協とし、各関係機関・団体と連携して実施するものとする。

### (実施方法)

第3条 地区社協は、地域ニーズの把握により、必要とされる活動や事業にかかるボランティアを広く地域住民の中から募集・養成し、ニーズ解決に向けた体制づくりをおこなう。

### (助成金の交付)

第4条 この事業の実施にともなう経費に対し、助成金を交付する。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。

## 食事を中心とした交流事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域住民が食事を共にすることによって、住民相互の交流と連帯意識を促進させ、地域福祉の推進と活性化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とし、各関係機関・団体と連携して実施するものとする。

### (実施方法)

第3条 地区社協は、各関係機関・団体、地域のボランティアなどと連携し、食事を中心とした交流活動を企画実施する。また、この活動をきっかけにして、地域住民同士のさらなるつながりづくり、関係づくりを目指す。

### (助成金の交付)

第4条 この事業の実施にともなう経費に対し、助成金を交付する。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。

## 近隣互助活動事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、日頃の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）活動や地域サロン活動を通して把握した、地域の福祉ニーズを地区内で解決していくために、近隣の地域住民同士が気軽な助け合い（支え合い）活動を行うことにより、地域福祉活動を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は「地区社協」とし、各関係機関・団体と連携して実施するものとする。

### (実施方法)

第3条 地区社協は、地域ニーズの把握により、必要とされる近隣互助活動にかかる協力者（応援者）を広く地域住民の中から募集・育成し、安心して暮らせる地域づくりを推進する。

### (助成金の交付)

第4条 この事業の実施にともなう経費に対し、助成金を交付する。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。

## 見守り活動事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域住民が民生・児童委員など協働して、見守りが必要な高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者・障害者世帯及びひとり親家庭などの見守り活動を行うことにより、地域の福祉活動を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とし、各関係機関・団体と連携して実施するものとする。

### (実施方法)

第3条 地区社協は、民生委員・児童委員はもとより、必要とされる活動に係る協力者（応援者）と協働して、定期的な見守り、訪問（安否伺い）活動を行い、安心して暮らせる地域づくりを推進する。

### (助成金の交付)

第4条 この事業の実施にともなう経費に対し、助成金を交付する。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。

## 地域の特色ある福祉活動事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が、それぞれの地域内の福祉課題を把握し、その課題解決に向けた取り組みを他団体との連携・協力によって地域福祉を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は「地区社協」とし、各関係機関・団体と連携して実施するものとする。

### (実施方法)

第3条 地区社協は、把握した地域の課題を解決するために、地域の実情に応じた特色ある地域福祉活動を展開して、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを推進する。

### (助成金の交付)

第4条 この事業の実施にともなう経費に対し、助成金を交付する。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限を10,000円と定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年3月31日で廃止する。